

# 佐久市登下校見守り活動ハンドブック

子どもたちの登下校を  
見守ってくださっている皆さん

日ごろから、子どもたちの安全な登下校のため、  
各地区で献身的にご活動いただき、ありがとうございます。  
皆さんの活動は、子どもたちの「安全」と「安心」を育んで  
います。

佐久市見守り活動連携会議（関係機関・団体と市関係部署で構成）では、  
皆さんの活動の参考にしていただくよう、「佐久市登下校見守り  
活動ハンドブック」を作成しましたので、ご活用ください。

**佐久市見守り活動連携会議**

（事務局：佐久市教育委員会 学校教育課）

# 【もくじ】

## はじめに

- |                          | ページ |
|--------------------------|-----|
| 1 佐久市見守り活動ガイドラインの5つのポイント | 3   |
| 2 見守り活動にあたっての心構え         | 3   |
| 3 見守り活動の服装               | 4   |

## 第1部 大人が知らない子どもの特性

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 子どもの事故の特徴         | 5 |
| 2 リスキーセブン           | 5 |
| 3 子どもと大人の視野（見え方）の違い | 6 |
| 4 子どもの危険回避能力        | 6 |

## 第2部 子どもを守る交通編

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 子どもたちを待たせるとき                 | 7  |
| 2 信号機のある交差点・横断歩道で子どもたちを横断させるとき | 7  |
| 3 信号機がない交差点・横断歩道で車に止まってもらうとき   | 8  |
| 4 見守る場所（位置）                    | 8  |
| 5 見守り活動における3つの注意点              | 9  |
| 6 信号機が青色点滅（黄色信号）のときは           | 9  |
| 7 大型車はできるだけ止めない                | 10 |
| 8 交通事故から自分の身も守る                | 10 |

## 第3部 子どもを守る防犯編

ページ

- |   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 見守り活動の目的と効果        | 1 1 |
| 2 | 防犯面も安全第一に          | 1 1 |
| 3 | 子どもへの声かけ・連れ去り犯罪を防止 | 1 2 |
| 4 | 防犯の豆知識             | 1 3 |
| 5 | 「ライポくん安心メール」       | 1 3 |

## 見守り活動に関連する参考情報

- |   |                                     |     |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 | 見守り活動に関連する法令～道路交通法～                 | 1 4 |
|   | 1) 横断歩道等における歩行者等の優先 (第 38 条第 1 項)   | 1 4 |
|   | 2) 目が見えない者、幼児、高齢者等の保護 (第 14 条第 4 項) | 1 4 |
|   | 3) 目が見えない者、幼児、高齢者等の保護 (第 14 条第 5 項) | 1 5 |
| 2 | 佐久市登下校見守り活動 (見守り隊) の実施ガイドライン        | 1 5 |

## はじめに

佐久市では、子どもたちの登下校を見守る皆さんへ、活動基準「**ガイドライン**」を作成しました。皆さんがより安全・安心に活動できるよう、活動前にぜひご覧ください。

### 1 佐久市見守り活動ガイドライン<sup>※1</sup>の**5つのポイント**

※1 正式名称「佐久市登下校見守り活動（見守り隊）の実施ガイドライン」

- 1) 見守り活動は、無償の自主活動（ボランティア）
- 2) 見守り隊への加入・脱退は本人の自由
- 3) 見守り活動は、**法令上の権限及び義務を伴わない任意の活動**
- 4) 見守り隊員は、見守り活動中の**事件事故の責任を負わない**<sup>※2</sup>

※2 見守り隊員の不法行為等に起因して発生した場合を除きます

- 5) ガイドラインはあくまで基本  
地域ごとの取り決めやルールは、地域をよく知る皆さんで「**知恵とずく**」を出し合い、相談して決めていきましょう。

### 2 **見守り活動にあたっての心構え**

見守り活動は**継続的に実施すること**が重要です。日常生活の中で、できる人が、できるときに、できる範囲で無理なく続けることが長続きの秘訣です。

- 1) 気軽に！
- 2) 気長に！
- 3) 無理をしない！

### 3 見守り活動の**服装**

- 1) 車から見やすく、**目立つ服装**  
(薄暮時は特に夜光反射材を活用)
- 2) 動きやすく、かかとが低い靴
- 3) 雨の日は雨カッパやレインコート
- 4) できるだけ両手は自由に
- 5) ユニフォームの着用やグッズの携帯で、地域の意識と子どもたちの安心感がグンとアップ



# 第1部 大人が知らない子どもの特性

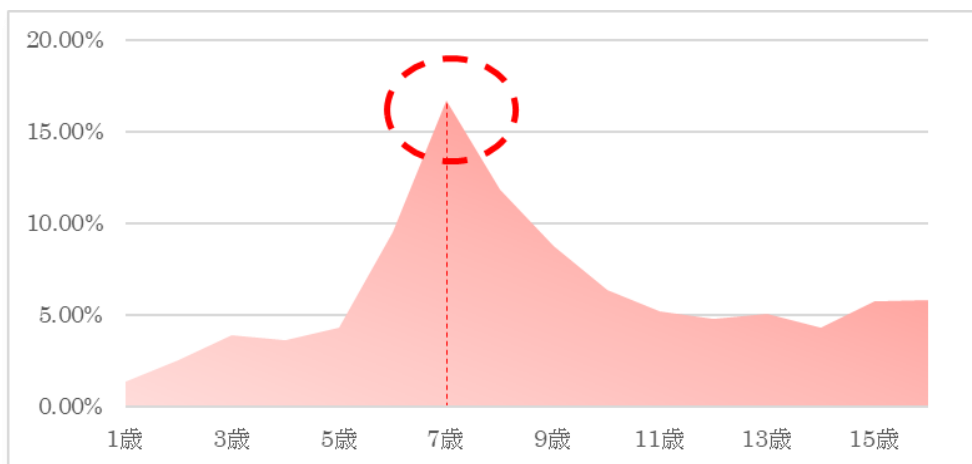
## 1 子どもの事故の特徴

小学生になると登下校の際に、友達とふざけたり、話に夢中になったり等、自動車や自転車が近づいていることに気づかず「急な飛び出し」や「道路横断中の事故」が多発します。



## 2 リスキーセブン

7歳（小学1年・2年）前後の学年に交通事故件数<sup>※3</sup>が多くなります。佐久市では、小学校入学前後の事故増加を「リスキーセブン」と称し、子どもたちに交通安全指導を行っています。



※3…長野県警調（平成21～30年度）

### 3 子どもと大人の視野（見え方）の違い

視 野	水平視野 (左・右)	垂直視野 (上・下)	高さ (身長)
大 人	150～160 度	120 度	171 cm <sup>※4</sup>
子ども	90 度 (大人の 6 割程度)	70 度	115～116 cm <sup>※5</sup>

子どもは視点が低く、視野も「水平・垂直」とともに大人ほど広くありません。子どもの視野は大人の 6 割程<sup>※6</sup>しか見えておらず、大人とは見えている範囲が違います。

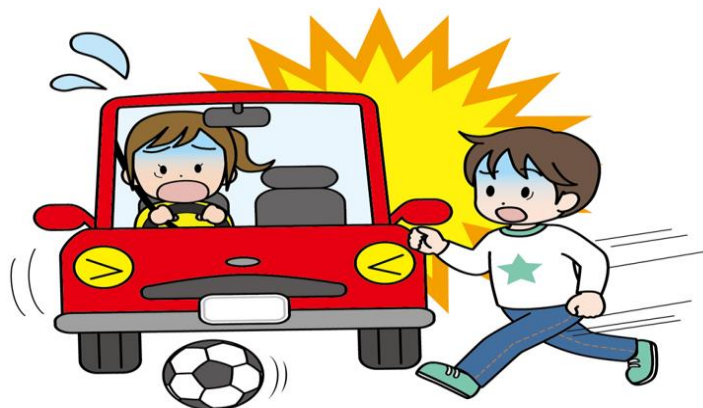
つまり、大人には見えていても、子どもには見えていない場合が多くあります。

※4…成人男性の平均身長 ※5…小学 1 年生の平均身長 ※6…ステイナ・サンデルス（スウェーデン）の実験結果より

### 4 子どもの危険回避能力

子どもの「危険回避能力」は、大人が思っているほど発達していません。

子どもの交通事故で、「人や物を追いかけた時」や「物陰からの飛び出し」が多いのはこのためです。



## 第2部 子どもを守る交通編

### 1 子どもたちを待たせるとき

子どもが飛び出したりしないよう、

- 1) 「旗や腕は道路に平行」
- 2) 車道のギリギリで待っていたら、「一步後ろに下がる」ように声かけ



### 2 信号機のある交差点・横断歩道で

子どもたちを横断させるとき

- 1) 道路に面して立ち、子どもたちが飛び出さないよう、安全確認1回目
- 2) 子どもが横断しそうになった時は、「ちょっと待って、まだ渡らないで」
- 3) 自動車等が完全に止まって、2回目の安全確認後、渡らせる

### ポイント！

- ★子どもたちに安全確認を自ら促すように、横断させましょう。
- ★横断方向の信号が点滅し、「注意」表示になったときは、後ろからくる子どもは必ずストップ



### 3 信号機がない交差点・横断歩道で

車に止まってもらうとき

- 1) 道路に面して立ち、子どもたちが飛び出さないよう、安全確認1回目
- 2) 子どもが横断しそうになった時は、「ちょっと待って、まだ渡らないで」

#### ポイント！

- ★子どもを待たせるとき、左手は子どもたちが飛び出さないよう道路に対して平行のまま
- ★旗や右手でドライバーに合図

### 4 見守る場所（位置）

見守り隊員は、付近の道路状況が見え、合図を出す姿が子どもやドライバーに見えやすい場所を選び、看板や電柱等の陰は避けましょう。

歩道と車道が分かれているところは歩道で待つのが原則です。  
歩道がない場合は道路の端に立ちましょう。

#### ポイント！

- ★一人で見守る場所は、子どもが多く横断する側に立つと効果的です。
- ★横断歩道がある場所は、横断歩道の右側に立ちましょう。

## 5 見守り活動における3つの注意点

1) 自動車等に指示をしない

見守り隊の誘導に自動車等を止める**強制力はありません**。  
運転者に発進の指示もやめましょう。

2) 慌てない

子どもたちの横断中に自動車が続いたり、横断を待つ子どもたちが多くなっても、落ち着いて行動しましょう。

3) 声と動作は「大きく、はっきり」

誘導と声かけは、自信をもって、わかりやすく、**大きく、はっきり**と。あいまいな動作は、事故の原因になります。

## 6 信号機が青色点滅（黄色信号）のときは

信号機の青色点滅（黄色信号）は**横断を始めさせてはいけません**。  
子どもたちを横断させないでください。信号機のある横断歩道は信号に従いましょう。

横断中の歩行者は、速やかに横断を終えるか、引き返さなければなりません。



## 7 大型車はできるだけ止めない

大型車はすぐに止まれません。ブレーキをかけ始めてから、停車するまでの距離（停止距離）は、普通車や軽自動車に比べて長く必要です。

そして、信号機がない場所で大型車が停車したときは、「後続からの追突」、「大型車の脇から歩行者に気づかない追い越し車両等との接触」などの事故につながる可能性も高まります。

信号機がない場所は、大型車をできるだけ止めないようにしましょう。



## 8 交通事故から自分の身も守る

誘導する際は、車道に出ないことが原則

道に出る場合は、停車中の車の脇からすり抜けてくるバイクや自転車にも十分注意しましょう。



## 第3部 子どもを守る防犯編

### 1 見守り活動の目的と効果

一般的に日々の見守り活動の目的は、「子どもたちの登下校の安心と安全の確保」と考えられますが、見守り活動の効果は地域全体の防犯にもつながります。

特に、犯罪者が嫌うのは「地域の連帯感」、「どこかで誰かに見られている感覚」です。見守り活動の日々のあいさつや声かけで、地域全体で犯罪の発生しにくい雰囲気づくりをしていきましょう。

### 2 防犯面も安全第一に

見守り活動や地域の防犯活動の目的は、犯罪者を見つけ、捕まえることではありません。

犯罪者や不審者（車）に遭遇した時は、速やかに警察へ通報です。「犯人に声かけ、接近、追跡」は思わぬ反撃を受けかねません。

### ポイント！

- ★あわてない
- ★無理をしない
- ★ケガをしない

### 3 子どもへの声かけ・連れ去り犯罪を防止

子どもへの声かけ・連れ去りは、子どもの下校時が狙われやすい傾向にあります。見守り活動に併せて子どもに 5 つの約束を伝えましょう。

また、日頃から地域や家族で防犯について話し合みましょう。

#### 5 つの約束

- 1) 知らない人にはついていかない。
- 2) 自分や友だちが誰かに連れていかれそうになったら  
大声や防犯ブザーで助けを呼ぶ。
- 3) 一人で遊ばない。
- 4) 遊びに行くときは、家族に「どこで」「誰と」遊ぶのか伝える。
- 5) 知らない車には近づかない。車はバックが苦手。逃げるときは車の後側へ逃げる。



## 4 防犯の豆知識

### 1) 犯罪に強い環境づくり

ポイ捨て、放置自転車、落書きなどがそのままになっている状況は、住む人が地域に無関心であることを表します。

一方で、清潔で明るく目の行き届いた地域は犯罪が起きにくいとされています。

### 2) 通学路の危険な場所

防犯の考え方では、「周囲から見えにくく、人が少ない道路や場所」が危険な場所と言われます。周囲が住宅に囲まれた場所でも、留守宅がほとんどであれば、人の目は届きません。

見守り場所に行くルートを少し変えるだけでも見えてくる風景が変わります。

## 5 「ライポくん安心メール」

(長野県警察本部が提供するメール情報配信システム)

長野県警では電子メールで防犯・交通安全・防災情報をお届けするシステムを運用しています。

長野県警ホームページURL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/anshin/kodomojosei/index.html>

## 見守り活動に関連する参考情報

### 1 見守り活動に関連する法令～道路交通法～

運転者は、横断歩道を通過する時は歩行者等に注意し、歩行者を確認した場合、周りの安全を確かめ、歩行者が安全に横断するために止まらなくてはなりません。

また、子どもたちが通行する道路では、安全確保のための「誘導や合図」が認められています。

見守り隊員の皆さんが、地区のモデルとなり、子どもたちへ正しいルール・マナーを伝え、守っていきましょう。

#### 1) 横断歩道等における歩行者等の優先（第 38 条第 1 項）

「車両等は、横断歩道を横断し、もしくは横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。」

#### 2) 目が見えない者、幼児、高齢者等の保護（第 14 条第 4 項）

児童等（13 歳未満の子ども）が小学校、幼稚園・保育園等に通うため道路を通行している場合、誘導、合図その他適切な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童等が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。

3) 目が見えない者、幼児、高齢者等の保護（第14条第5項）

高齢者の歩行者、身体の障害のある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが道路を横断し、又は横断しようとしている場合において、当該歩行者から申出のあったときその他の必要があると認められるときは、警察官等その他その場所に居合わせた者は、誘導、合図、その他適当な措置をとることにより、当該歩行者が安全に道路を横断することができるように努めなければならない。

## 2 佐久市登下校見守り活動（見守り隊）

### の実施ガイドライン

#### （目的）

第1条 このガイドラインは、見守り隊の活動が各地区の実状に応じて適切・安全に行われるよう基本的な考え方を示すことを目的とする。

#### （定義）

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、つぎの各号に定めるところによる。

#### （1）見守り活動

市内小・中学校の登下校における、児童生徒の安全を確保するために行われる立番、誘導、巡回、付添い又はこれらに類する活動をいう。

#### （2）見守り隊

市内各所で自主的に見守り活動を行う団体をいう。

#### （3）見守り隊員

見守り隊の活動として見守り活動に従事する者をいう。

#### （見守り活動の原則）



第3条 見守り活動は、無償の自主活動とする。

(見守り活動への加入・脱退)

第4条 見守り隊への加入若しくは脱退は、本人の自由意思によるものとする。

(見守り活動における権限)

第5条 見守り活動は、法令上の権限及び義務を伴わない任意の活動とする。

(見守り活動における責任)

第6条 見守り隊員は、見守り活動の際に発生した事件事故について、当該見守り隊員の不法行為等に起因して発生した場合を除き、責任を負わないものとする。

(事故等への対応)

第7条 見守り活動時に児童生徒に関わる事故等があった場合は、自身の安全を確保した上で、必ず警察署及び消防署に通報を行うと共に、救護活動を可能な範囲で行うものとする。

(見守り活動の際の事故等における補償)

第8条 見守り活動は自主活動であることから、各地域の見守り隊においては、見守り隊員の負傷等に備え、傷害保険など補償制度への加入に努めるものとする。


(見守り隊の活動ルール)

第9条 各地域の見守り隊の活動基準・取り決め等は、当ガイドラインを参考にそれぞれの見守り隊が実情を踏まえ協議し、決定する。

なお、協議結果は見守り隊員に周知するよう努めるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。



作成 佐久市見守り活動連携会議

佐久市区長会、佐久市防犯協会、

佐久市交通指導員会、佐久市PTA連合会、

佐久警察署、佐久市学事職員会、

佐久市（総務課・生活環境課）、

佐久市教育委員会（学校教育課）

事務局 佐久市教育委員会 学校教育課